次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和３年10月22日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

1　業務概要

⑴　業務名

令和３年度アクティブシニア介護分野参入促進業務委託

⑵　業務目的

団塊の世代が75歳以上となる令和７年には、約5,700人の介護職員の不足が見込まれており、介護人材の確保が課題となっている。生産年齢人口の減少が見込まれる中、中高年齢者等（以下「アクティブシニア等」という。）に、介護分野に興味・関心を持ってもらい、介護職への就労につなげていくことを目的とする。

⑶　業務内容

アクティブシニア等が介護の仕事に関心を持ち、介護保険施設等への就労を目指すきっかけとなるような取組を実施する。

⑷　委託価格の限度額

1,400千円（税込み）

2　委託期間

契約締結日から令和４年３月22日まで

3　参加資格

次に掲げる条件を全て満たす法人

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を有し、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。

⑶　国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。

⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

⑸　次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力

団の維持運営に協力し又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

⑹　宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

⑺　県税の滞納がないこと。

⑻　受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。

⑼　緊急時に迅速な対応がとれること。

4　選定基準

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

5　手続等

⑴　担当部局

〒420－8601　静岡県静岡市葵区追手町９番６号　静岡県庁西館５階

静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課

電話番号　054－221－2084　　FAX番号　054－221－2142

E-mail　kaigohoken@pref.shizuoka.lg.jp

⑵　企画提案募集要領の配布

ア　交付期間

令和３年10月22日（金）から令和３年11月５日（金）まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時まで（11月５日（金）は午後４時まで）

イ　交付場所

上記⑴及び静岡県介護保険課ホームページ

⑶　提出書類等

ア　提出書類　参加表明書、誓約書、企画提案書、業務実績表、見積書

イ　提出期限

参加表明書、誓約書	令和３年11月５日（金）午後４時	持参又は郵送必着
企画提案書、業務実績表、見積書	令和３年11月９日（火）正午	持参又は郵送必着

ウ　提出場所　上記⑴に同じ

⑷　プレゼンテーション

日程等　令和３年11月11日（木）の指定した時間、場所

6　その他

⑴　詳細は公募要領による。

⑵　契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑶　照会窓口は、静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課（電話番号054－221－2084）とする。